

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 22 日現在

機関番号：34404

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530039

研究課題名(和文) 日韓低所得世帯教育支援法制の公法学的実証的研究

研究課題名(英文) Constitutional and Public Law Analysis about Japan and South Korea Low-income Households Educational Support Law System

研究代表者

藤澤 宏樹 (FUJISAWA, Hiroki)

大阪経済大学・経営学部・准教授

研究者番号：60310984

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日韓比較を通じて、低所得世帯への義務教育レベルにおける教育(費)支援制度について、公法学的実証的研究を行なうことにより、制度の憲法上の根拠、将来構想を再検討することを目的とする。

本研究では、日韓教育支援法制の歴史展開を明確にした。韓国の貧困層児童給食支援制度について、地方自治体レベルの制度の現状を明らかにした。就学援助制度の成立過程を明確にすることにより、この制度が生存権と教育を受ける権利の双方を保障しようとするものであることを明らかにした。具体的には、就学援助制度を構成する4法すべての成立過程を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to investigate the development of Japan and Korea education expenses support system from the viewpoint of comparative public law studies.

In this study I analyzed (1)the historical development of education expenses support system in Japan and Korea,(2)a status quo of meal support system for children that can't afford meals in Korea,(3)the process of development in an aid to families with school children on education expenses law system in Japan.

研究分野：憲法、社会保障法、教育法

キーワード：就学援助制度 生存権 教育を受ける権利 学校給食法 韓国 子どもの貧困

1. 研究開始当初の背景

日韓両国は、激烈な受験競争に参加しないでは学歴が得られない点、その学歴が将来の職業選択、キャリア形成に大きな影響を及ぼす点、教育費に関する保護者の私費負担が非常に高いレベルにある点、いわゆる「子どもの貧困」が深刻化している点で共通の状況にある。

このような社会状況のみならず、法制度という視座から見ても、日韓両国憲法は、生存権及び教育を受ける権利規定を有している点、上に述べた社会状況改善のため、多様な教育費支援政策を打ち出してはいるが、なかなか実効的なものとはなっていない現状がある点でも共通している。実は、日本にとって、韓国は、比較法の対象として適切な国である。ところが、日韓比較どころか、韓国の制度の概要すらほとんど日本に紹介されていない現状があった。また、日本においては、「子どもの貧困」が深刻化しているにもかかわらず、教育費支援法制に関する議論は深まらず、一部自治体やボランティアが学習支援を行なうといった状況にとどまっております。公法学的視点を含めた総合的な支援体制の構築には至っていない状況にある。

2. 研究の目的

本研究は、日韓比較を通じて、低所得世帯への義務教育レベルにおける教育(費)支援制度について、公法学的実証的研究を行なうことにより、制度の憲法上の根拠、将来構想を再検討することを目的としている。本研究の成果により、就学援助制度の憲法上の根拠、制度の将来像を、実証的分析をふまえた上で検討でき、さらに二国間分析により幅広い視野から検証できる。また、本研究は「社会権」「義務教育無償」といった概念の再検討に資するものであり、教育支援制度の策定指針への示唆を得ることができるものである。

3. 研究の方法

本研究では、韓国教育(費)支援法制の概要をできる限り正確に捉えること、比較法的見地から分析すること、日本の就学援助制度の成立過程の精査、その憲法上の根拠、制度の将来像について再検討すること、以上を研究上の方法とした。

4. 研究成果

(1) 本研究の基本的視座を獲得するための諸作業

日韓低所得世帯教育支援法制に関する先行文献の収集：韓国の教育支援法制については、その概要がほとんど日本に紹介されていない状況があったため、これにとりくんだ。

韓国の社会状況の把握：おもに、子どもの貧困の現状把握につとめた。子どもの貧困率、子どもの現状、制度の実施状況がこれにあたる。韓国では、相対的貧困率は 6.4%

(2013) 子どもの貧困率 9.4% (2010) であり、日本と比較してもそれほど高いものとはいえない。しかし韓国で子どもの貧困が改善されたとの認識はない。というのは、韓国の子どもたちが評価した「生活の質」が OECD 加盟国中最低水準であるとの調査結果が出たからである。栄養状態などはそれなりの順位であったが、「不幸度」「児童欠乏指数」が最低であった。韓国では、この状況を改善するため、さまざまな施策が実施されているが、いまだ苦闘の最中である。

(2) 比較法研究

以上のような研究状況、社会状況を踏まえて、比較法的見地から、次の諸作業に取り組んだ。

韓国の教育支援法制の概要と現状：韓国において低所得世帯教育支援法制の中心と考えられるのが、貧困層児童給食支援制度である。これは、学校給食支援制度と児童給食支援制度から成るもので、前者が学期中の昼食、後者が学期休み中の給食(朝昼夜どれか一食)を担当している。韓国では、1960年代の経済成長以後、食事に窮する児童の存在が問題とされることはなかった。しかし、1988年のソウルオリンピックの頃より、「欠食児童」の存在が問題とされ、このような児童をどのように支援するかが大きな問題となった。98年に大統領に就任した金大中は、学校給食制度の拡充を図り、小中高校まで学校給食が実施されるに至った。99年、韓国学校給食法に、貧困層児童への学校給食費支援規定が設けられた。同じ頃、保健福祉家族部(日本の厚生省にあたる)においても、次上位階層(日本の準要保護層にあたる)への給食支援を開始している(この制度を欠食児童給食支援制度と呼ぶ場合があり、本研究ではこの呼称を採用した)。韓国では二元的な給食支援制度が採用されている。現在、学校給食の実施率は小中高校すべてで 90%を超える水準となっている。

ただし、学校給食や欠食児童支援を実施するかどうかは、自治体の裁量に委ねられている。そこで、地方自治体レベルでの現状を調査した結果、大田広域市の欠食児童給食支援制度の現状把握に成功したため、これを「韓国大田広域市における欠食児童給食支援制度」(2014)にまとめ、公表した。

無償給食制度の概要と現状：2011年から、ソウル市において、初等学校4年までの学校給食の完全無償が実現した。この状況をたどった。無償給食導入の動きは急速に広がり、2015年には小学校の約 90%で無償給食が実施されるに至った。急速な進展の理由はいくつも考えられるところであるが、韓国では、給食支援が「教育福祉の中心軸」となることが期待され、多様な主体が多様な支援方法によって児童給食支援を行ない、それにより低所得世帯への教育支援を充実させようという政策策定指針が取られていることにある

ように思われる。

とはいえ、2014年頃から、無償給食に対して疑問を呈する見解も現れており、京畿道では無償給食の取り止めが真剣に検討されている。これらの動きについては、さらなる調査を踏まえ、2016年度以降に公表していきたい。

韓国子どもの貧困政策：韓国では、子どもの貧困率が高くないが、子どもの「生活の質」への評価は低い。この現状を省みると、子どもの貧困を、貧困率からのみ見ることに限界があることがわかる。

そこで、韓国の最新状況を調べたところ、韓国保健社会研究院が「多次元的貧困指標」を用いることを提唱していた。これは、子どもの貧困を、住居、教育、食生活、健康/医療、雇用、勤労能力、金融といった指標から検討しようとするものである。この指標を用いることで、子ども本人のみならず、親の状況も含めた形での貧困分析が可能となるというものである。この指標を用いると、貧困児童は、貧困集団、住居費過負担集団、非貧困集団に分けることができる。そのうえで、研究院は、人的資本開発モデル（学習支援、給食支援などの現物給付）と直接的貧困減退モデル（国民基礎生活保障制度をはじめとする金銭給付）の二つのモデルにもとづいた政策を紹介する。そのうえで、研究院は、この両者を連携させた政策構想が必要であると結論付けた。これら研究院の政策構想については、「韓国における子どもの貧困政策の法的検討」（2015）で紹介した。

（3）就学援助制度の成立過程・憲法上の根拠に関する研究

就学援助制度の成立過程：これまで就学援助制度成立過程の研究は、ほとんど手つかずの状態であった。筆者はこの間隙を埋めるべく、「就学援助制度の再検討（1）（2・完）」（2007, 2008）、「就学援助制度成立過程の一断面」（2009）で、それぞれ就学奨励法、学校給食法の就学援助規定の成立過程を検討した。その結果、これまで就学援助制度の憲法上の根拠は憲法 26 条であると考えられていたことについて、子どもの食の保障といった論点が成立過程において既に論じられていたことなどから、就学援助制度の憲法上の根拠は憲法 26 条と 25 条の両方であると主張した。

本研究ではこれをさらに精密にするため、学校保健法（現学校保健安全法）、日本学校安全会法（現独立行政法人日本スポーツ振興センター法）における就学援助規定の成立過程を検討した。その結果、学校保健法については、就学援助の対象となるのが学校病であること、成立過程においても検討の問題が中心に取り扱われていたことなどから、憲法上の根拠は 25 条と考えるのが妥当であるとした。日本学校安全会法の就学援助規定成立過程については、学校事故からの救済をめざす

学校災害共済給付制度は、子どもの生命・身体に直接関わるものであることから、憲法 26 条のみを根拠とするだけでは足りず、憲法 25 条をも根拠としなければならないとした。これらの検討は、「学校保健法における就学援助規定の成立」（2012）、「日本学校安全会法（現・独立行政法人日本スポーツ振興センター法）における就学援助規定の成立」（2014）で公表した。これにより、就学援助制度の憲法上の根拠は憲法 26 条および 25 条であるとする筆者の見解が補強されたと考えている。

就学援助制度の憲法上の根拠に関するさらなる探求：就学援助制度の憲法上の根拠を画定することからさらに進んで、憲法 25 条の生存権、社会保障の権利の基礎づけ論についての検討も行った。本研究では、小川政亮の「社会保障の権利」論の検討を踏まえて、人間の尊厳理念の再検討、社会保障の権利を基礎付けるためには、人間の尊厳の根拠とされる憲法 13 条だけでなく、基本的人権を前国家的権利と位置づけ、国民は無条件に人権享有主体であることを述べる憲法 11 条をも視野に入れた基礎づけ論の必要性を述べた。この検討は「小川政亮『社会保障の権利』論の課題と展望」（2013）で公表した。

（4）まとめ

以上の検討より、韓国教育支援法制の概要を日本に紹介すること、就学援助制度の成立過程の精査、就学援助制度の憲法上の根拠の検討、についてはかなりの程度達成できたものと考えている。具体的には、韓国の二元的な給食支援制度の仕組みの紹介、就学援助制度は憲法 25 条および 26 条であることである。今後は、無償給食論争の展開と分析、韓国地方自治体の給食支援制度のさらなる精査、教育支援法制の憲法上の根拠を検討した上で、日本の低所得世帯教育支援法制の歴史的研究全体を完成させ、さらに生存権・社会保障を受ける権利の基礎づけ論へと進みたい。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 5 件）

藤澤宏樹「韓国における子どもの貧困政策の法的検討」大阪経大論集 66 巻 4 号、査読なし、2015、45-70。

http://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000031Repository_01003721

藤澤宏樹「韓国大田広域市における欠食児童給食支援制度 - 教育と福祉の交錯(2) - 」大阪経大論集 65 巻 4 号、査読なし、2014、71-98。

http://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000031Repository_01003630

藤澤宏樹「日本学校安全会法（現・独立行政法人日本スポーツ振興センター法）における就学援助規定の成立」大阪経大論集 65 巻 1号、査読なし、2014、95-106。

http://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000031Repository_01003569

藤澤宏樹「教育支援と社会保障」日本社会保障法学会編、法律文化社、『新・講座社会保障法第3巻ナショナルミニマムの再構築』、査読なし、2012、275-292。

藤澤宏樹「学校保健法における就学援助規定の成立」大阪経大論集 63 巻4号、査読なし、2012、121-135。

http://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000031Repository_01003416

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 3 件)

藤澤宏樹「学ぶ者の『生きる場所』をめぐる検討」今川奈緒・遠藤美奈・尾形健・藤澤宏樹・山崎栄一・山本（葛西）まゆこ『「生きる場所」をめぐる公法学的・実証的研究』ユニベル財団研究助成報告書、2015、16(11-12)。

藤澤宏樹「韓国」全国生活と健康を守る会連合会『世界の生活保護』、2013、16(6-7)。

藤澤宏樹「小川政亮『社会保障の権利』論の課題と展望」矢嶋理絵・田中明彦・石田道彦・高田清恵・鈴木静編、法律文化社、『人権としての社会保障』、2013、324(26-36)。

〔その他〕

Knowledge Café(藤澤宏樹「教育と福祉の交錯-学校給食に見る貧困と格差-」):本研究の成果を国民に還元するための講演会 Knowledge Caféを実施した(主催大阪経済大学、2015年10月22日、於・紀伊国屋書店グランフロント大阪店)。

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤澤 宏樹 (FUJISAWA, Hiroki)

大阪経済大学・経営学部・准教授

研究者番号: 60310984